

## 面接(対面)授業の受講に対して基礎疾患を有する学生等の対応について(Q&A)

Q. 自分の病気が基礎疾患に該当するかよくわかりません。

A. 基礎疾患に該当する病名は非常に多く、すべてを記載することはできません。主治医にご相談ください。

Q. 前学期に申請した基礎疾患の内容と異なっても良いか？

A. 申請内容が異なっても 2022 年度の申請対象となっていれば申請してください。

Q. 診断書など根拠資料の提出は必要ですか？

A. 基礎疾患を有する学生は、提出の必要はありません。ただし、内容を確認するため根拠資料の提出を求める場合があります。

なお、学生本人が基礎疾患以外の病気で、新型コロナウイルスに感染した際に、重症化する可能性が高い場合は申請時に診断書の提出が必要です。

Q. 同居人の基礎疾患や年齢を証明する書類は必要ですか。

A. 必要ありません。申請書に記載の内容で判断します。

Q. 高齢者として定められている 65 歳以上の基準日はいつですか？

A. 受付期間最終日の 2022 年 8 月 31 日(水)時点で 65 歳以上の方を対象とします。

Q. 2021 年度に対象となっていた、「通学時間が片道 2 時間以上」「その他の理由」による申請は、2022 年度については対象になりませんか？

A. 2022 年度は対象外となりますので申請できません。

Q. 申請が許可された場合であっても、一部の面接(対面)授業を受講できますか。

A. 受講できません。申請が許可された場合は、すべて遠隔授業を受講してください。

Q. 申請書が許可された後、状況が改善された場合、面接(対面)授業を受講できますか。

A. 受講できます。但し、面接(対面)授業に変更を希望する場合は、各キャンパス教務課に申し出たうえで、各授業担当者へご自身で連絡してください。その場合、面接(対面)授業は全て面接(対面)で受講してください。

Q. 申請の許可は、いつどのようにわかりますか。

A. 許可の有無は、申請書到着後 1 週間を目途に、JINDAI メールに送ります。

Q. 申請が許可された場合、どのように授業担当者に連絡をするのでしょうか。

A. 履修科目確定後、ご自身で大学から交付された授業担当者宛の文書を添付の上、各授業担当者へメールで連絡してください。その際、授業担当者が確実にメールを受信したか確認し、授業の受講方法を確認してください。

**法学部・経済学部・外国語学部・国際日本学部・人間科学部・工学部・建築学部 対象**

以下の必修英語科目については、遠隔授業専用クラスで実施します。履修登録が完了しましたら、改めて教務課より連絡します。そのため、以下の必修英語科目については、授業担当者宛ての文書の送付は不要です。

なお、申請書が許可された後に状況が改善された場合も、引き続き後学期も遠隔授業専用クラスで受講してください。

【対象科目】

「英語Ⅱ (Listening)」、「英語Ⅱ (Speaking)」、  
「英語Ⅱ (Writing)」、「英語Ⅱ (Reading)」

Q. 履修した科目のうち遠隔授業についても、教務課より受け取った授業担当者宛の文書をメール送信するのでしょうか？

A. 遠隔授業の科目については、授業担当者宛の文書をメール送信する必要はありません。

Q. 授業担当者のメールアドレスはどこで確認できますか？

A. 本学公式ホームページ内 → 【WeBSt@tion → 【学生用】遠隔授業サポートサイト  
→ JINDAI メールアドレス/  
レスキューポイント一覧表で確認できます。

Q. 新型コロナウイルスに感染しましたが無症状と診断されました。面接(対面)授業に参加できませんが申請できますか？

A. 申請できません。感染症(インフルエンザ等)と同様の扱いとなりますので別途教務課へ連絡してください。

Q. 授業の対応について具体的に教えてください。

A. 授業担当者により授業の対応は異なります。面接(対面)授業の録画(オンデマンド)配信や Zoom などのツールを使って面接(対面)授業にオンタイムで参加する、授業内容の資料提示等の方法を検討しています。但し、一部の実験・実習科目、演習科目では対応できない場合もありますのでご了承ください。

Q. ハイフレックス型授業とはどのような授業でしょうか？

A. ハイフレックス型授業は、教員が教室において対面で授業を行う場合であっても、教室内で Zoom などのツールを使って、教室での授業をインターネット経由で教室外に配信する授業形態です。

【留学生】

Q. ビザが発給されていないので、後学期に間に合うように入国できないかもしれません。この場合、授業配慮を申請できますか。また、どこに相談すればよいですか

A. 申請できます。詳細は、「日本へ入国できない留学生への対応(Q&A)」を参照してください。その上でご不明な点は、国際センターに相談してください。